

平成28年

# 上砂川町議会議録

第3回 定例会

上砂川町議会

## 上砂川町議会会議録目次

出席議員	1
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2

### 平成28年第3回定例会

#### 第1号(9月14日)

議事日程	3
会議録署名議員	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員指名について	4
会期決定について	4
諸般の報告	4
斎藤勝男の空知中部広域連合議会第2回定例会結果報告	4
例月出納検査結果報告(6・7・8月分)	4
町長行政報告	5
教育長教育行政報告	6
同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて(同意)	6
同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	7
同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて(同意)	7
議案第31号 定住自立圏形成協定の変更について	8
議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算(第3号)	9
議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算(第1号)	12
議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算(第1号)	13
認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について	13
認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について	13
決算特別委員会設置及び付託について	15
報告第4号 平成27年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について(報告済)	16
休会について	17
散会の宣告	17

#### 第2号(9月16日)

議事日程	18
会議録署名議員	18
開議の宣告	18

会議録署名議員指名について .....	18
一般質問 .....	18
高橋成和 .....	18
住民課長 斉藤昭彦 .....	20
吉川洋 .....	21
総務課長 米田淳一 .....	22
伊藤充章 .....	23
総務課長 米田淳一 .....	23
町長 奥山光一 .....	25
議案第31号 定住自立圏形成協定の変更について（原案可決） .....	25
議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）（原案可決） .....	25
議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）（原案可決） .....	25
議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）（原案可決） .....	25
調査第3号 所管事務調査について（許可） .....	26
派遣第2号 議員派遣承認について（承認） .....	26
追加日程について .....	27
議案第35号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）（原案可決） .....	27
意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（原 案可決） .....	28
意見書案第4号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書（原案可決） .....	29
閉会の宣告 .....	30

出席議員

議席 番号	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
1	伊 藤 充 章	○	○
2	川 岸 清 彦	○	○
3	吉 川 洋	○	○
4	齋 藤 勝 男	○	○
5	数 馬 尚	○	○
6	高 橋 成 和	○	○
7	横 溝 一 成	○	○
8	大 内 兆 春	○	○
9	堀 内 哲 夫	○	○

説明のため出席した者

役 職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
町 長	奥 山 光 一	○	○
副 町 長	林 智 明	○	○
教 育 長	飯 山 重 信	○	○
教 育 委 員 長	栗 原 順 道	○	○
監 査 委 員	横 林 典 夫	○	○
監 査 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
総 務 課 長	米 田 淳 一	○	○
企 画 課 長	浅 利 基 行	○	○
建 設 課 長	佐 藤 康 弘	○	○
住 民 課 長	斉 藤 昭 彦	○	○
福 祉 課 長	扇 谷 洋 子	○	○
地 域 支 援 推 進 室 長	永 井 孝 一	○	○
税 務 出 納 課 長	西 村 英 世	○	○
教 育 次 長	斉 藤 琢 也	○	○

事務局職員出席者

職 名	氏 名	3 定	
		9.14	9.16
議 会 事 務 局 長	内 野 博 之	○	○
書 記	藤 本 沙 希	○	○

平成 2 8 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 1 日）

9 月 1 4 日（水曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 会  
午後 1 時 3 0 分 散 会

○議事日程 第 1 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 会期決定について  
9 月 1 4 日～9 月 1 6 日  
3 日間
- 第 3 諸般の報告
  - 1) 議会政務報告
  - 2) 空知中部広域連合議会第 2 回定例会結果報告（斎藤議員）
  - 3) 例月出納検査結果報告（6・7・8 月分）
- 第 4 町長行政報告
- 第 5 教育長教育行政報告
- 第 6 同意第 2 号 教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 7 同意第 3 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 8 同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて  
※ 同意第 2 号・第 3 号・第 4 号は即決とする。
- 第 9 議案第 3 1 号 定住自立圏形成協定の変更について
- 第 1 0 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度上砂川町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 1 1 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 2 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度上砂川町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 3 1 号～第 3 4 号は、提

案理由・内容説明までとする。

- 第 1 3 認定第 1 号 平成 2 7 年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
- 第 1 4 認定第 2 号 平成 2 7 年度上砂川町水道事業会計決算認定について  
※ 認定第 1 号・第 2 号は、認定に付すべき理由・内容説明までとし特別委員会に付託。
- 第 1 5 決算特別委員会設置及び付託について
- 第 1 6 報告第 4 号 平成 2 7 年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

---

○会議録署名議員

3 番 吉 川 洋  
4 番 斎 藤 勝 男

---

◎開会の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただいまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 3 回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会 午前 1 0 時 0 0 分）

---

◎開議の宣告

○議長（堀内哲夫） 直ちに本日の会議を開きま

す。

---

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、3番、吉川議員、4番、斎藤議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

---

◎会期決定について

○議長（堀内哲夫） 日程第2、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から9月16日までの3日間をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月16日までの3日に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

---

◎諸般の報告

○議長（堀内哲夫） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しておりますので、ごらんになっていただき、報告にかえさせていただきます。

次、空知中部広域連合議会第2回定例会結果について報告を求めます。斎藤議員。

○4番（斎藤勝男） 空知中部広域連合議会について。

標記の件につき、平成28年空知中部広域連合議会第2回定例会が下記のとおり開催されましたので、ご報告いたします。

記、1、日時、平成28年8月31日水曜日午後1時30分。

2、場所、空知中部広域連合広域介護予防支援センター、世代間交流室。

3、議件。議案第1号 空知中部広域連合行政不服審査会設置条例の専決処分の承認を求めることについて、議案第2号 北海道市町村職員退職手当組規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第3号 北海道市町村議会議員公務災害補償等組規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、議案第4号 北海道市町村総合事務組規約の一部を変更する規約の専決処分の承認を求めることについて、認定第1号 平成27年度空知中部広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度空知中部広域連合介護保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度空知中部広域連合障害支援事業会計歳入歳出決算の認定について、議案第5号 平成28年度空知中部広域連合一般会計補正予算（第1号）、議案第6号 平成28年度空知中部広域連合介護保険事業会計補正予算（第1号）、議案第7号 平成28年度空知中部広域連合国民健康保険事業会計補正予算（第1号）、議案第8号 平成28年度空知中部広域連合障害支援事業会計補正予算（第1号）。

4、結果でございます。慎重審議の結果、各議件とも全会一致、原案のとおり可決されております。

なお、詳細の資料等につきましては事務局に保管してございます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 次、例月出納検査結果報告を行います。

本件につきましては、お手元に配付の報告書の6、7、8月分のとおりでございますので、ごらんいただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

### ◎町長行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第4、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一） それでは、町長行政報告を申し上げます。

今回報告いたします平成28年第2回定例会から本定例会までの町政執行上の事項につきましては、お手元に配付の報告書により報告とさせていただきますので、お目通し願います。その他といたしまして、8月に発生いたしました災害への対応につきまして報告をさせていただきます。

冒頭ではございますが、8月17日以降、相次ぐ台風の上陸または接近により道内においては上川南部、十勝、道東方面を中心に、さらには岩手県内において甚大な災害が発生いたしました。被災された多くの皆様、また不幸にしてお亡くなりになられた皆様に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

さて、本町で発生いたしました災害の状況及び対応についてでございますが、停滞する前線と台風7号による影響により8月17日には24時間で127ミリを、20日から21日にかけては台風11号により195ミリ、22日から23日には台風9号により65ミリの降雨量を観測し、17日から23日までの総雨量は387ミリに達したところで、特に20日の午前1時から午後1時までの2時間において79ミリもの豪雨を記録したところでございます。この総雨量は、56水害と言われる昭和56年8月に記録されました402ミリに次ぐ豪雨となっております。

災害対策本部の設置及び避難勧告発令に至る経緯についてでございますが、17日の大雨においては被害等の発生はございませんでしたが、20日の集中豪雨により災害の可能性が高まったことから、午前11時30分に災害本部を設置し、職員及び消防職団員を招集し、警戒態勢並びにのり面崩落や沢水の増水による冠水等の被害に対する応急対応に

当たったところでありますが、午後1時30分ごろ、パンケウタシナイ川の増水により八千代橋の水位が氾濫危険水位に達し、間もなく橋梁が冠水したことから、上流の降雨状況や周辺の状況を総合的に勘案し、午後1時50分に鶉地区、鶉本町地区、中央地区などの一部住民に対し35年ぶりの避難勧告を発令し、31人の住民の方が避難したところであります。その後、河川の水位が下がりましたので、午後6時に全ての避難勧告を解除いたしましたが、9人の住民の方が災害の不安を感じ、町民センター及び中央ふれあいセンターにて自主避難をしたところでございます。

また、22日の大雨に加え、23日未明にかけ、大雨の予想が出されていたことから、これまでの降水量を勘案すると町内北側の斜面の土砂災害の危険性が高まっていると判断し、また深夜に避難勧告を発令した場合、住民に伝わりにくいことから、午後8時に中央地区から鶉本町地区までの北斜面の住民に対し避難勧告発令をし、30世帯56人の方が避難しております。

次に、台風10号の影響に伴う被害でございますが、8月30日午後より風速15メートルを超える強風が吹き、午後10時ごろには20メートルから30メートルの暴風雨となり、瞬間最大風速も34メートルを記録したことから、災害の発生が懸念され、午後10時50分に災害対策本部を設置、倒木等の被害が発生いたしましたので、深夜ではありましたが、職員などにより倒木処理などの緊急対応に当たったところでございます。

一連の災害では、幸いにして人的被害や家屋の倒壊などの被害はございませんでしたが、小規模ののり面の崩落を中心に被害が発生いたしました。詳細な被害状況等につきましては、後ほど詳しく説明を申し上げますとともに、災害復旧に係る補正予算を本定例会最終日に提出させていただき、早期に本格復旧に努めてまいりますことを申し上げ、町長行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で町長の行政報告を終わります。

#### ◎教育長教育行政報告

○議長（堀内哲夫） 日程第5、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信） 教育長行政報告を申し上げます。

平成28年第2回定例会から本定例会まで特に報告する事項がございませんので、町内外の主要な行事、会議につきましては、お手元に配付しております行政報告書をごらんいただき、教育行政報告とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で教育長の教育行政報告を終わります。

#### ◎同意第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第6、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

ここで慣例により飯山教育長の退席をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 退場〕

○議長（堀内哲夫） 提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現教育委員会委員、飯山重信氏が平成28年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を教育長として任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めます。

住所、上砂川町

氏名、飯山重信。生年月日、

。職業、上砂川町教育長。備考、任期3年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださるようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 教育長の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

それでは、飯山教育長の入場をお願いいたします。

〔教育長 飯山重信 入場〕

○議長（堀内哲夫） ここで教育長に任命されました飯山氏からご挨拶をいただきます。

○教育長（飯山重信） 一言ご挨拶を申し上げます。

本会議開催の中、貴重な時間を割いていただきまして感謝を申し上げます。ただいま新しい教育委員会制度における初めての教育長としての任命につきましてご同意をいただきましたこと、まことにありがとうございます。これまで教育委員長が担ってきた職責も引き受ける立場となり、その重責を痛感し、身の引き締まる思いです。これから3年間、教育行政、たくさんの課題のある中、教育行政の代表として教育委員を初め、議会議員

の皆様や学校、地域の皆様、職員の皆様と連携をし、教育発展に全力を尽くしてまいり所存でございます。

甚だ簡単であります。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ◎同意第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、坂本充生氏が平成28年9月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町 [REDACTED]

[REDACTED] 氏名、坂本充生。生年月日、 [REDACTED] [REDACTED]。職業、会社役員。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

---

### ◎同意第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

提案理由といたしましては、現委員、飯山重信氏が平成28年9月30日で任期満了となるに伴い、新たに長田和子氏を任命することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文をご参照願います。次の者を本町教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

住所、上砂川町 [REDACTED]

[REDACTED] 氏名、長田和子。生年月日、 [REDACTED] [REDACTED]。職業、臨時保育士。備考、任期4年。

本件は人事案件でありますので、全会一致をもって同意くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由の説明を終

わります。

本件も人事案件でございますので、この際質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

これより同意第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

次の議題に入る前に、ここで全員協議会を開催したいと思いますので、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前11時32分

○議長（堀内哲夫） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第31号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第31号 定住自立圏形成協定の変更について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第31号 定住自立圏形成協定の変更について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

滝川市及び砂川市と上砂川町との間において締結した定住自立圏形成協定を変更することについて、上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例（平成26年上砂川町条例第3号）第2条の規定により議会の議決を求めるものである。

提案理由といたしましては、定住自立圏形成協定に消防相互応援体制の連携・強化を追加し、消防力の強化と防災力の向上を図るため本協定の一

部を変更するものであること。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第31号について内容の説明をいたします。

このたびの議案は、都市機能を有する中心市と近隣の市町との間において相互に役割を分担、連携し、人口定住に必要な都市機能及び生活機能を確保、充実させるため、平成26年7月15日に滝川市及び砂川市と上砂川町で締結した定住自立圏形成協定の変更に関するものであります。

資料ナンバー1の新旧対照表もあわせてご参照願います。向かいまして左が現行、右が改正後になっており、変更部分につきましてはアンダーラインを表示しております。

変更の内容につきましては、別表第1の6の生活機能の強化に係る政策分野において、中空知圏域の生活機能の強化に向けて消防相互応援体制の連携と強化を追加し、平常時からの情報交換や事業実施など広域的な取り組みにより消防力の強化と防災力の向上を図るため協定を変更するもので、上砂川町議会の議決すべき事件に関する条例第2条に基づき本協定の一部を変更することについて議会の議決を求めるものであります。

それでは、本文に入らせていただきます。定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書。

滝川市及び砂川市（以下「甲」という。）と上砂川町（以下「乙」という。）は、平成26年7月15日に締結した定住自立圏の形成に関する協定の変更について次のとおり協定を締結する。

別表第1の6の表中「6 防災」を「6 防災・消防」に改め、同表に次のように加える。

（2）、消防相互応援体制の整備。

取り組みの内容、災害時や緊急時において、関係市町が協力し、迅速かつ的確な対応を行うため、平常時より情報交換や事業における連携を進め、圏域の消防力を強化し、防災力の向上を図る。

甲の役割、平常時より関係市町と情報交換や事業における連携を進めることにより、災害時や緊急時において、乙からの要請に応じ、迅速かつ的確な対応を行うことができる応援体制の整備を推進する。

乙の役割、平常時より関係市町と情報交換や事業における連携を進めることにより、災害時や緊急時において、甲からの要請に応じ、迅速かつ的確な対応を行うことができる応援体制の整備を推進する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月30日。

甲、滝川市大町1丁目2番15号、滝川市、滝川市長、前田康吉。

砂川市西6条北3丁目1番1号、砂川市、砂川市長、善岡雅文。

乙、空知郡上砂川町字上砂川町40番地10、上砂川町、上砂川町長、奥山光一。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

### ◎議案第32号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）

は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,240万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億2,590万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第32号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、1 款国庫支出金2,442万5,000円の追加で、2 億2,532万7,000円となります。

2 項国庫補助金2,442万5,000円の追加で、8,416万円となります。

18 款諸収入323万円の追加で、7,054万2,000円となります。

5 項雑入323万円の追加で、5,917万1,000円となります。

20 款繰越金3,474万5,000円の追加で、4,719万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が6,240万円の追加で、28億2,590万円となります。

2、歳出、2 款総務費4,977万円の追加で、2 億3,944万3,000円となります。

1 項総務管理費4,782万6,000円の追加で、1 億9,990万4,000円となります。

3 項戸籍住民基本台帳費194万4,000円の追加で、2,500万2,000円となります。

4 款衛生費723万円の追加で、2 億1,484万6,000円となります。

1 項保健衛生費723万円の追加で、1 億2,214万1,000円となります。

6 款農林水産業費44万円の追加で、68万2,000円となります。

1 項林業費、同額であります。

8 款土木費400万円の追加で、2 億6,523万4,000円となります。

1 項土木管理費400万円の追加で、9,040万8,000円となります。

10 款教育費96万円の追加で、2 億159万2,000円となります。

1 項教育総務費16万円の追加で、1,251万9,000円となります。

4 項社会教育費10万円の追加で、849万4,000円となります。

5 項保健体育費70万円の追加で、1,266万2,000円となります。

歳出合計が6,240万円の追加で、28億2,590万円となります。

事項別明細書、7 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、各施設の改修経費及び国の補正予算である地方創生加速化交付金事業が採択されたことによる補正が主なものであります。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目財産管理費745万7,000円の追加で、4,323万2,000円となります。11 節需用費は、炭鉱館浄化槽ポンプ交換等により修繕料として58万7,000円を計上するもので、15 節工事請負費687万円の追加は、本年度も旧無重力実験センターで東京大学の研究が行われることからトイレ改修費として187万円、現在遊休施設となっている旧朝駒生活館の除却費として300万円、旧タイプである光合金製の消火栓については修理部品がないことから、消火活動を円滑に進めるため移転新設する費用として200万円計上するものであります。

9 目諸費229万1,000円の追加で、502万1,000円

となります。8 節報償費100万円の追加は、本年7 月にふるさと納税返礼品のリニューアルを行い、1 万円以上にサッポロビールとニジマスの薫製をセットにした晩酌セット、2 万円以上にスフェラスティック、5 万円以上にスフェラーランタンを返礼品に加えたところ、例年より5 倍近い納税があったことから、返礼品経費を追加計上するものであります。23 節償還金、利子及び割引料、町民税の還付金と障害者自立支援給付金の返還金として129万1,000円計上するものであります。

10 目町民センター管理費20万円の追加で、1,645万8,000円となります。11 節需用費は、電源設備改修工事として20万円追加するものであります。

13 目地方創生費3,787万8,000円の追加で、3,787万8,000円となります。本件につきましては、先ほど議員全員協議会の中で内容を説明しておりますので、内容の説明は省略をさせていただきます。8 節報償費、学生インターンシップ謝礼として10 万円、9 節旅費はプロモーション活動旅費として21 万円、11 節需用費は施設管理経費として103万8,000円、次ページであります。12 節役務費は、インターネット回線料として2 万4,000円、13 節委託料は職場環境分析等各種委託料として536 万円、14 節使用料及び賃借料は自動車借り上げ料として4 万円、15 節工事請負費は旧下鶉児童館をシェアハウスに改修する工事費として2,100 万円、18 節備品購入費はシェアハウス用備品として110 万円、19 節負担金、補助及び交付金は就業観光コミュニティーに対し900万6,000円を助成し、官民連携を推進するものであります。

3 項戸籍住民基本台帳費、1 目戸籍住民基本台帳費194万4,000円の追加で、2,500万2,000円となります。13 節委託料は、平成29年7 月から情報提供ネットワークシステムを介した自治体間の情報連携が開始されることから、194万4,000円計上するものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費370万円の追加で、1 億6 万1,000円となりま

す。28節繰出金370万円の追加は、水道事業会計に繰り出しするものであります。

2目予防費30万円の追加で、1,080万4,000円となります。資料ナンバー2をご参照願います。インフルエンザワクチン接種費用助成事業拡大につきましては、1の目的にありますインフルエンザワクチン接種費用助成事業を拡大することによりワクチン接種を促進し、全町民の感染予防と健康維持の充実を図るため、2の事業内容にあります接種費用助成対象者の拡大では、これまで対象でなかった19歳から64歳の課税世帯に対し、自己負担1,000円で接種できるよう追加し、全町民に拡大するほか、接種医療機関につきましてもかかりつけ医で接種できるよう町内医療機関から空知医師会砂川部会に拡大するものであります。実施期間は毎年11月から1月、13節委託料に接種費用助成対象の拡大分として16万4,000円、接種医療機関の拡大として13万6,000円、合計30万円を計上するものであります。

予算書にお戻り願います。3目環境衛生費323万円の追加で、1,127万6,000円となります。資料ナンバー3をご参照願います。上砂川町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改定事業でございます。1の概要ですが、本町の上砂川町地球温暖化対策実行計画は、平成18年に策定後更新されていないことから、現状の温室効果ガス総排出量等を調査・分析するとともに、温室効果ガス排出量削減のための施策として、役場庁舎、町民センターなどの公共施設を対象に省エネルギー化が可能な設備・機器を抽出し、省エネルギー技術を導入した場合の削減量を調査するため専門業者に委託するもので、この計画に登載されますと省エネ等の設備改修費の3分の2の助成が受けられるものであります。事業経費につきましては323万円を委託料として計上し、全額助成されるものでございます。

予算書にお戻り願います。6款農林水産業費、1項林業費、1目林業振興費44万円の追加で、68

万2,000円となります。鹿による家庭菜園等の被害や車との接触事故が多発していることから、個体数調整を道に申請し、承認を得たことから北海道猟友会砂川支部に委託し、平成28年10月から平成29年3月までに猟銃で40頭捕獲するもので、主な捕獲場所は奥沢地区の山側、一般廃棄物処分場付近、旧無重力実験センターの山側、鶉本町職員住宅裏手からループ橋に抜ける山中などとなっております。経費につきましては委託料として44万円計上するものであります。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費400万円の追加で、9,040万8,000円となります。28節繰出金400万円の追加は、下水道事業特別会計に繰り出しするものであります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費16万円の追加で、104万8,000円となります。1節報酬16万円の追加は、教育委員3名分の報酬の精査であります。

4項社会教育費、1目社会教育総務費10万円の追加で、206万5,000円となります。資料ナンバー4をご参照願います。上砂川町文化協会創立50周年記念事業の概要であります。本年創立50周年を迎えるに当たり、資料に記載のとおり、例年行っております文化交流の集いにあわせ、記念式典、祝賀会を11月25日に町民センターで開催する予定となっております。そのほか、記念誌の発行も予定しており、これらの事業に対し10万円を助成するものであります。

予算書にお戻り願います。5項保健体育費、2目体育施設費70万円の追加で、896万4,000円となります。11節需用費70万円の追加は、鶉プール更衣室の柵に盗難防止のための鍵を設置するものであります。

次に、6ページ、歳入であります。2、歳入、13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費補助金2,442万5,000円の追加で、2,474万5,000円となります。1節総務管理費補助金150万円の追加、2節地方創生費補助金2,292万5,000円の追加、い

ずれも交付決定額の計上であります。

18款諸収入、5項雑入、5目雑入323万円の追加で、5,916万7,000円となります。歳出同額を計上するものであります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金3,474万5,000円の追加で、4,719万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） ただいま12時ちょっと前でございますが、この後まだ議案が残っておりますので、これにて昼食休憩に入ります。なお、午後1時から再開いたします。

以上です。

休憩 午前11時52分

再開 午後12時58分

○議長（堀内哲夫） 昼食休憩を解きまして、会議を再開いたします。

### ◎議案第33号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,421万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の総額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月14日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林智明） それでは、ご指示によりまして、議案第33号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、4款繰入金400万円の追加で、8,184万9,000円となります。

1項一般会計繰入金、同額であります。

歳入合計が400万円の追加で、1億4,421万1,000円となります。

2、歳出、1款下水道費400万円の追加で、3,919万円となります。

1項下水道整備費400万円の追加で、3,058万6,000円となります。

歳出合計が400万円の追加で、1億4,421万1,000円となります。

事項別明細書、4ページ、歳出でございます。

3、歳出、下水道費、下水道整備費、2目下水道建設費400万円の追加で、1,059万9,000円となります。国から公営企業の経営基盤強化として各公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画である経営戦略について、平成28年度から平成30年度までに策定するよう求められ、高料金対策や高資本費対策で交付税措置を受けている自治体については平成28年度中に策定しなければ交付税措置はしないことから、交付税措置を受けている本町におきましては本年度外部に委託し作成するため、13節委託料に経営戦略策定業務として400万円計上するものであります。

歳入に参ります。2、歳入、繰入金、一般会計繰入金、1目一般会計繰入金400万円の追加で、8,

184万9,000円となります。一般会計繰入金を増額し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

---

◎議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第12、議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

（総則）

第1条 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度上砂川町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（収入）

科目、第1款水道事業収益、既決予算額1億3,242万6,000円、補正予算額370万円、計1億3,612万6,000円。

第2項営業外収益、4,507万4,000円、370万円、4,877万4,000円。

（支出）

科目、第1款水道事業費用、既決予算額1億3,242万6,000円、補正予算額370万円、計1億3,612万6,000円。

第1項営業費用、9,725万2,000円、370万円、1億95万2,000円。

平成28年9月14日提出

北海道上砂川町水道事業管理者

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第34号について内容の説明をいたします。

2ページであります。平成28年度水道事業会計予算実施補正計画書、収益的収入及び支出、収益的収入、1款水道事業収益370万円の追加で、1億3,612万6,000円となります。

2項営業外収益370万円の追加で、4,877万4,000円となります。

2目繰入金370万円の追加で、4,690万8,000円となります。

収益的支出、1款水道事業費用370万円の追加で、1億3,612万6,000円となります。

1項営業費用370万円の追加で、1億95万2,000円となります。

4目総係費370万円の追加で、1,801万4,000円となります。

事項別明細書、3ページ、収益的支出でございます。収益的支出、水道事業費用、営業費用、4目総係費370万円の追加で、1,801万4,000円となります。委託料370万円の追加は、下水道事業同様、国から経営戦略の策定が求められたことから経営戦略策定経費を計上するものであります。

次に、収益的収入でございます。収益的収入、水道事業収益、営業外収益、2目繰入金370万円の追加で、4,690万8,000円となります。一般会計繰入金を増額し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

---

◎認定第1号 認定第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第13、認定第1号及び日程第14、認定第2号については関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明

を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま一括上程されました認定第1号及び認定第2号について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

初めに、認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

次に、認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであること。

以下、内容の説明は副町長から行いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、認定第1号及び認定第2号について内容

の説明をいたします。

お手元に配付しております平成27年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

1ページをお開き願います。平成27年度一般会計予算は、第6期総合計画に基づき経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成を行ったところであります。平成27年度においても特別職の人件費を町長18%、副町長、教育長12%の削減を継続したところであります。積立金につきましては、経費の効率的運用や地方創生費補助金等の活用により教育施設整備基金及び地域振興基金へ1億3,000万円ほどを積み立てることができ、年度末基金残高は約24億7,000万円ほどとなったところであります。

一般会計での主な歳入歳出の状況であります。歳入につきましては、町税で前年度対比1,293万8,000円減の1億6,351万7,000円、地方交付税は前年度対比1億765万5,000円増の17億9,124万9,000円、国庫支出金は除雪車更新事業及び橋梁長寿命化補修事業の減収があったものの、地方創生費補助金対象事業の増収により前年度対比2,781万5,000円増の2億3,917万9,000円、繰入金は財政調整基金から5億円繰り入れし、産業振興基金へ積み立てたこと及び同基金から誘致企業へ4,300万円を助成したことにより前年度対比5億3,900万円増の5億4,300万円、町債は消防庁舎建設事業の増収により前年度対比4億6,647万2,000円増の6億7,875万2,000円となり、歳入総額で40億407万1,000円の決算となっております。

次に、歳出であります。人件費で職員の退職による減と会計間移動及び新規採用による増との相殺により前年度対比1,818万7,000円減の5億4,330万5,000円、扶助費で障害者自立支援医療費等の減額により前年度対比1,322万2,000円減の3億11

万1,000円、補助費等で誘致企業助成金などの増額により前年度対比7,902万6,000円増の5億2,595万8,000円、繰出金で国保会計繰出金等の増額により前年度対比2,206万1,000円増の3億7,774万8,000円、投資的経費で消防庁舎建設事業等の増により前年度対比5億715万2,000円増の7億5,008万8,000円となり、歳出総額で38億8,537万3,000円の決算で、歳入歳出差し引きは1億1,869万8,000円で、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は7,739万8,000円となるものであります。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率につきましては、平成26年度で臨時財政対策債を含め87.8%でしたが、平成27年度では6.8ポイント減の80.9%となり、これは人件費の減及び昨年度まで一般財源の対象であった事業が国の地方創成事業として交付金の対象となり、結果として歳入が増額したため比率が減となっております。

財政力指数につきましては、過去3カ年平均で11.6%と自主財源の割合が低く、地方交付税など依存財源に委ねている状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

次に、各特別会計であります。各特別会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、平成27年度決算におきましても赤字の特別会計は生じぬ状況となっております。

各会計の決算は、次のとおりとなっております。各会計決算額の表であります。一般会計では、歳入が40億407万1,000円、歳出で38億8,537万8,000円となり、差し引き1億1,869万8,000円となります。特別会計であります。4特別会計合計で歳入が6億4,307万7,000円、歳出で6億4,305万2,000円となり、差し引き2万5,000円となるもので、全会計の合計が46億4,714万8,000円の歳入に対し、45億2,842万5,000円の歳出で、差し引き1億1,872万3,000円となったところであります。

なお、3ページ、4ページは、各会計決算の主な内容をまとめておりますので、後ほどごらんいただきたくお願い申し上げます、説明といたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で認定第1号及び認定第2号についての提案理由、内容の説明を終わります。

---

#### ◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（堀内哲夫） 日程第15、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第1号 平成27年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定並びに認定第2号 平成27年度上砂川町水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、定数7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託し、審査することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号及び認定第2号については、7名で構成する決算特別委員会を設置いたしまして、閉会中の継続審査も含めこれに付託することに決定いたしました。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長より指名したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

本決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります高橋議員を除く全議員を指名いたします。

なお、本決算特別委員会の正副委員長につきましては、申し合わせにより、総務文教常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、委員長には斎藤総務文教常任委員長、副委員

長には川岸総務文教副委員長を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、本決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。また、決算特別委員会には、これらの資料等を使用しますので、お忘れのないように必ず持参願いたいと思います。

#### ◎報告第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第16、報告第4号 平成27年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました報告第4号 平成27年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

提案理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、平成27年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告するものであること。

平成28年9月14日

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求めます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示により、

報告第4号について内容の説明をいたします。

資料ナンバー6をごらん願います。財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は7,739万8,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率ですが、公債費等に係る一般財源減によりまして、前年度より1.2ポイント減の11.5%となる見込みであります。

将来負担比率につきましては、全会計に係る公債費残高の減少によりまして、前年度より10.4ポイント減の22.8%となる見込みであります。

資金不足比率につきましては、下水道事業会計と水道事業会計の2会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっております。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や北海道との協議等により比率が変更となることもあるため、暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定数値につきまして公表を行う予定となっており、確定値につきましては11月下旬から12月上旬に公表が行われる予定となっております。

すことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に入らせていただきます。本文でございます。1、財政健全化判断比率(暫定値)。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、11.5、22.8。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、35.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

2、資金不足比率(暫定値)。単位はパーセントでございます。特別会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。下水道事業特別会計、0.00、20.0。水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長(堀内哲夫) 以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第4号 平成27年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

#### ◎休会について

○議長(堀内哲夫) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため明日15日を休会いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀内哲夫) 異議なしと認めます。

したがって、明日15日は休会することに決定いたしました。

なお、休会中については常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いたします。

また、16日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席方お願いいたします。

#### ◎散会の宣告

○議長(堀内哲夫) 本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 齋 藤 勝 男

平成 2 8 年

上砂川町議会第 3 回定例会会議録（第 2 日）

9 月 1 6 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分 開 議  
午前 1 1 時 0 1 分 閉 会

○議事日程 第 2 号

- 第 1 会議録署名議員指名について
- 第 2 一般質問
- 第 3 議案第 3 1 号 定住自立圏形成協定の  
変更について
- 第 4 議案第 3 2 号 平成 2 8 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 3 号）
- 第 5 議案第 3 3 号 平成 2 8 年度上砂川  
町下水道事業特別会計補正予算（第  
1 号）
- 第 6 議案第 3 4 号 平成 2 8 年度上砂川  
町水道事業会計補正予算（第 1 号）  
※ 議案第 3 1 号～第 3 4 号は、質  
疑・討論・採決とする。
- 第 7 調査第 3 号 所管事務調査について
- 第 8 派遣第 2 号 議員派遣承認について  
（追加日程）
- 第 9 議案第 3 5 号 平成 2 8 年度上砂川  
町一般会計補正予算（第 4 号）
- 第 1 0 意見書案第 3 号 林業・木材産業の  
成長産業化に向けた施策の充実・強  
化を求める意見書
- 第 1 1 意見書案第 4 号 有害鳥獣対策の推  
進を求める意見書

○会議録署名議員

3 番 吉 川 洋  
4 番 齋 藤 勝 男

○開議の宣告

○議長（堀内哲夫） おはようございます。ただ

いまの出席議員は 9 名です。

理事者側につきましては、全員出席しておりま  
す。

定足数に達しておりますので、平成 28 年第 3 回  
上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、休  
会を解きまして再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議 午前 1 0 時 0 0 分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（堀内哲夫） 日程第 1、会議録署名議員  
指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 124 条の規定に  
よって、3 番、吉川議員、4 番、齋藤議員を指名  
いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（堀内哲夫） 日程第 2、一般質問を行  
います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参  
っておりますので、順を追って許可してまいりた  
いと思います。

◇ 高 橋 成 和 議 員

○議長（堀内哲夫） 6 番、高橋議員、ご登壇の  
上ご発言願います。

○6 番（高橋成和） 平成 28 年第 3 回定例会に当  
たり、通告しております 2 件の質問をいたします。

まず 1 つ目、道道芦別砂川線の交通量増加によ  
る交通事故抑止に向けた対策についてですが、先月 8 月 20 日に発生した豪雨災害により道

道627号、文殊砂川線と砂川市一の沢とかもい岳スキー場を結ぶ道道1027号、砂川歌志内線についても土砂崩れのため道路が通行どめとなっており、時間帯によりますが、道道115号線の交通量が大変多くなってきております。文殊砂川線の閉鎖になっている道路につきましては、しばらく復旧のめどがついていないのではないかと思いますし、本町についても交通事故抑止に向けての取り組みは十分しておりますが、これからの寒い時期に向けて散歩をしている町民、認知症を患っている方の道路を横断する姿や子供たちの通学する姿を間近で見ていると、いつか重大な事故につながるのではないかなと大変危惧しているところでございます。

1点目、道道と町道が交わる交差点での交通事故抑止対策と町内の道道の道路速度標識についてお伺いいたします。

まず、交差点での交通事故抑止対策について、町内各団体が交通安全運動をしている旧野球場の交差点や鶉本町の神社付近の交差点について、朝夕の交通量が混雑するときに危険だと感じるものが運転していて何度かあります。町においても十分把握されているかとは思いますが、今後の事故抑止対策として横断歩道の移設やドライバーや町民への注意喚起あるいは信号機等の設置を検討していく予定はあるのかお伺いいたします。

次に、道路速度標識ですが、現在町内の道道は本町まで40キロメートル制限となっておりますが、業務車両と一般車両が往来する際に悪質なドライバーによる無理な追い越しをこれまでも何度も目撃しております。町内において過去に交通事故が発生し、さまざまな経緯があり、現在の速度標識になっているのかとは思いますが、現在の表示に至ったこれまでの経緯をお聞きいたします。

交通安全運動が行われている間は、ドライバーもある程度ルールを守って運転していますが、交通安全運動の期間が過ぎて意識が薄れるとドライ

バーの日ごろからの運転スピードの感覚が違うの也有りますが、無理な追い越しがふえていくのがふだん運転していて身にしみて感じております。表示速度の見直しは、北海道においてこれまでも行われてきていますが、今後町内の有識者を集めて計画的な取り組みのもと速度表示の見直しについて検討していく予定があるか、町としての考えをお伺いいたします。

2点目、道道115号線は路線バスや観光バス、北海道電力砂川発電所に石炭やあくを運んでいる大型車両など業務車両が多数通行しており、日常生活や業務において大切な幹線道路となっております。業務車両を保有する事業者は、ルートをしっかり決め、運転手に法定速度を遵守させ運行していますから問題ありませんが、最近是一般車両の中に業務車両の後方からあおり、追い越しをする悪質なドライバーもふえてきております。これから冬にかけて業務車両の往来も多くなりますし、道幅も狭くなり、交差点も雪山で見えづらくなることが多々あるかと思われま

ことしは、9月21日に1市3町のセーフティー運動が上砂川町で開催されますけれども、我が町は交通死亡事故ゼロの日がもう6年以上続いておりますし、今後も重大な事故を未然に防ぐために町民の安全を第一に考え、業務車両を保有する事業者や関連機関との交通事故抑止に向けた情報交換、新たな交通安全に向けた連携や取り組みが必要かと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、通告の2件目、公共施設の防犯対策についてでございますが、昨年(2019年)の第4回定例会でも過度な監視がないよう防犯カメラの必要性について検討していくとの答弁をいただきましたが、ことしに入り、神奈川県相模原市の障害者施設、津久井やまゆり園の入所者19人が殺害、27人が重軽傷を負う凄惨な事件が発生いたしました。厚生労働省もこれから高齢者の介護施設や保育所、児童養護施設なども含め非常通報装置、防犯カメラの設置義務を強化していくとのことでしたが、今回の

犯人につきましては精神疾患の患者であったということで、本町においても同様な事件が起こらないことを願っているものの、不安も感じているところでございます。

近年は、犯罪も複雑化している状況であり、犯罪を未然に防ぐために警察のほうからは町広報のチラシで自宅へのセンサーライトの設置を勧めておりますが、私たちは日々の生活の中で精神に異常を抱えた不審者がいきなり自分の目の前にあらわれて襲われてもふだんそのような訓練はしておりませんし、なかなか迅速に対処はできないと思います。

ことしも公共施設において盗難事件も発生いたしました。不審者情報についてはこれまでも砂川警察署の連携のもと事件も解決されているかと思っております。今後は、公共施設への不審者侵入対策について事前の訓練などの備えも必要かと思えますし、昨年も町内全ての公共施設を確認し、防犯カメラの増設を検討するとのことでしたが、非常用通報装置の設置の検討も含め、警察、関係機関と協議した中で今後の町としての取り組みについてお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの6番、高橋議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。斉藤住民課長。

○住民課長（斉藤昭彦） 6番、高橋議員の1件目のご質問、道道芦別砂川線の交通量増加による交通事故抑止に向けた対策についてお答えいたします。

初めに、8月20日の豪雨による道路の被害状況でございますが、道道627号、文殊砂川線と道道1027号、砂川歌志内線が土砂災害により通行どめとなっており、開通のめども立っていない状況であります。このことにより、歌志内方面から砂川方面またはその逆方向に向かう車両は本町を経由しなければならず、本町の交通量は大幅に増加していることから、既に小中学校に対し注意喚起を促

すなど安全対策に努めているところであります。

議員ご質問の1点目、道道と町道が交わる交差点での交通事故抑止対策についてでございますが、横断歩道や交通信号機、さらには交通標識の設置については北海道公安委員会において交通安全の確保と交通公害の防止を図るため、道路の形状や交通量、さらには歩行者の動向などを総合的に判断し、緊急性もしくは危険度の高い箇所から優先的に設置しているもので、今回のケースは一過性のものであり、要望をしたとしても優先度が低く、また通行どめ期間中の設置は難しいものと考えております。しかしながら、さらなる交通安全対策も必要でありますので、町独自で看板を設置するなどドライバーや歩行者に対し注意喚起を促したいと考えております。

次に、現在の速度標識、いわゆる速度制限となった経緯でございますが、以前の速度制限は30キロメートルでありましたが、道路や歩道の整備が進む一方、交通量の減少や交通事故の発生件数などを総合的に検証した結果、公安委員会において40キロメートルに変更された経緯があります。

この制限速度の見直しについてのご質問でございますが、道道の沿線に小中学校があり、通学路となっておりますので、安全面を考慮すると30キロメートルとする考え方もございますが、通常の状態を鑑みると現行の40キロメートルが適正と考えますし、逆に制限速度を引き上げることは危険性を増すだけであると考えます。さらに、制限速度の見直しにより無理な追い越しなどが減少することは極めて懐疑的でありますので、現時点では見直す予定はございません。

次に、2点目の交通安全に向けた連携や新たな取り組みにつきましては、本町は今年7月31日の交通事故死ゼロの日2,500日の目標達成に向け、全町一丸となって交通安全運動に取り組んでおり、交通安全運動期間中に実施しております旗の波街頭啓発につきましては児童を送ってくる保護者の車両が多く、交通障害となっておりますので、

車両事故や児童の安全確保を図るため、今後においては中央ふれあいセンター前に場所を移動して実施することとしており、9月21日に本町で開催いたします1市3町交通事故セーフティー運動総決起大会後に予定しております旗の波街頭啓発についても中央ふれあいセンター前で実施することとしております。

今後におきましても、昨年6月の砂川市における悲惨な交通事故を踏まえ、警察署とも連携強化を図りながら交通安全対策を講じておりますが、議員のご指摘のとおり町民の安全を第一に考え、さらなる取り締まりの強化を砂川警察署に要請するとともに、交通安全推進委員会を中心に交通安全運動に努めてまいります。

次に、2件目のご質問、公共施設の防犯対策についてお答えいたします。初めに、本町の防犯カメラの設置状況であります。昨年度ごみの不法投棄防止用監視カメラ3台と交通事故や犯罪を抑止することを目的とした防犯カメラ3台、計6台を設置しておりますが、事件等による警察からの照会が2件あり、画像データを提供するなど防犯カメラを設置して一定の効果はあったと思うところであります。また、公共施設における盗難事件につきましては、上砂川岳温泉パンケの湯とプールのロッカーを鍵つきに変更するなど再発防止に努めているところであります。

議員のご質問の公共施設の防犯対策についてであります。議員ご指摘のとおり、相模原の障害者施設の殺傷事件など近年の犯罪は犯行動機もさまざまに犯行手口も複雑多様化しており、防犯対策は重要であると認識しているところであります。今後におきましても、公共施設を利用される方が過度の監視により不快に思うことがないようにプライバシーの保護と安全確保に向け、他市町の動向を見きわめつつ、警察署や関係機関と連携し、引き続き必要な箇所には防犯機器の設置を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○6番（高橋成和） ありません。ありがとうございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

---

◇ 吉 川 洋 議員

○議長（堀内哲夫） 次、3番、吉川議員、ご登壇の上ご発言願います。

○3番（吉川 洋） おはようございます。質問に入る前に、一部訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。通告書のほう、「第2回」定例会となっているかと思いますが、「第3回」に訂正とその下の日付を「6月」になっております。「9月」にご訂正をお願いいたします。大変申しわけございませんでした。

それでは、質問に入らせていただきます。第3回定例会におきまして、町立診療所の医師の体制について質問をさせていただきます。平成26年4月の上砂川町広報において、4月より町内在住の医師の勤務が決まりましたと町民にお知らせをしております。今後は、安心できる医療体制、診療体制を継続できるとありましたが、しかしながら現在この勤務体制を見ますと金曜日の午後5時以降月曜日の9時まで及び祭日並びに連休等においては、またさらに年末年始等において町立診療所に医師がいない状態が続いております。このようなことから、緊急の病気、けがなどの場合は、この期間に発生したときには砂川市立病院へ向かうことが多くなっていると思われれます。必要な初期治療並びに初期判断を受けられなくなっており、町民が安心していつも診療を受けられなくなっていることは、安心して安全に生活できるという町づくりからも若干かけ離れた状況ではないかと考えられるところでございます。また、はるにれ荘、成寿苑に入所している家族においても同じような気持ちを持っているところではないかと考

えているところでございます。

また、不幸にも町民が亡くなられたとき、その時期が医師のいないときに重なった場合、医師が出勤するまで死亡証明書が発行できず、ご家族にさらなる負担をかけることが発生しております。このようなことがさらに長期の連休、年末年始等に重なった場合には、さらなる大変大きな負担をかけることとなることが考えられるわけですが、できることならば死亡証明書等については近隣の医療機関等と連携を図り、早急に発行できるような取り組みができないものか、切実な事柄として積極的にお取り組みをいただけるよう望むところでございます。

まず、このような勤務体制状況について、町としてどのようにお考えなのでしょう。

また、指定管理制度のもと上砂川町が責任を持って指定をしているのですから、医師の体制についても早急に改善をするよう指定管理者へ申し入れるべきと考えるところでございますが、このことについてもどのようにお考えかお答えをいただきたいと、以上質問とさせていただきます。ありがとうございました。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの3番、吉川議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

**○総務課長（米田淳一）** 3番、吉川議員のご質問、町立診療所の医師の体制についてお答えいたします。

町立診療所医師につきましては、ご承知のとおり、開設当初は町内に居住する医師により外来診療と施設内往診を行ってございましたが、退職に伴って札幌市に居住する医師が後任となり、指定管理直前の平成25年3月まで診療に当たってまいりました。

指定管理者制度を導入するに当たっては、町民が安心して医療を受けられる体制づくりの構築を目指し、医師は従前の通いではなく、町内に居住するよう要望し、本町医師住宅に居住してござ

いましたが、その後医師の交代により現在の医師は町外に居住しております。

議員のご質問にあります夜間や休日等において医師不在により必要な治療が受けられなくなっているところのご指摘ですが、指定管理以前においては夜間、休日で医師不在の際の急病は診療所の医師と近隣の砂川市、歌志内市の医師同士が連携をとり合い対応に当たり、指定管理後の現在においても入所者に急変が生じた場合は第1に経験を積んだ看護師である統括施設長が連絡を受け、医師の指示のもと救急の場合は砂川市立病院へ、また慢性疾患等、急を要しない場合は歌志内市立病院へ受け入れを要請することで、それぞれ連携をとりながら対応に当たっております。

また、休日診療につきましては、町内医療機関では実施困難となりましたので、ご承知のとおり空知医師会砂川部会において輪番の休日当番医療を構築するなど近隣の医療連携も図っております。

また、介護老人福祉施設入所者への対応であります。みとりにつきましては救急搬送による延命処置を希望するか、あるいは施設で最期をみとるか、施設において早い時期に終末期の対応について家族への説明を行い、意向を確認した上で意向に沿った対応をしているところであります。

町といたしましては、不幸にもお亡くなりになられた際の死亡診断書の交付のあり方も含め、指定管理者に対しまして夜間、休日の盤石な診療体制の整備と改善すべき点については申し入れは既に行っており、緊急時における医師と施設職員との連絡体制の再構築を図っております。慢性化する医師不足により医師の確保は難しい状況にありますが、医師の町内居住について引き続き申し入れを行ってまいりますことを申し上げ、答弁いたします。

**○議長（堀内哲夫）** ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

**○3番（吉川 洋）** ありません。ありがとうございます。

ございました。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

◇ 伊 藤 充 章 議員

○議長（堀内哲夫） 次、1番、伊藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○1番（伊藤充章） 第3回定例会に当たり、さきに通告いたしました2点につきましてご質問いたします。

まず、1件目でございます。災害時における住民の避難体制の周知及び町職員の災害訓練についてご質問いたします。本年8月に発生いたしました災害にて被災された方々には、心よりお見舞いを申し上げます。本町においては、役場職員、消防職団員の緊急招集とその適切な対応により、他の自治体よりも被害が比較的軽く済んだことに胸をなでおろすと同時に、対応に当たった役場職員、消防職団員のご尽力に深く敬意をあらわすところでございます。

さて、さきの災害時には本町においても避難勧告が出され、住民の避難がなされましたが、その際住民の皆様からは、避難所には何を持っていけばよいのか、避難所には水や食料があるのか、また寝具があるのか、避難所ではどういう対応をしてもらえるのか、避難するに当たって車等の車両を使ってよいのかや避難経路が寸断された場合はどうしたらよいのかなど多数の声が聞かれました。災害時の心得というものは、住民個々の意識も必要でございます。その意識を高めるためにも町としては以前にも災害等について周知をしていると記憶しておりますが、再度、そして繰り返し繰り返し住民への周知をする必要があると考えます。

また、災害時には消防の人手だけでは手に負えない部分もあろうことと思えます。その際には、役場職員の手も必要となる場面があると考えますが、土のう一つをとってもそのつくり方や積み

方がございます。そういった実際の活動に備えての定期的な訓練が必要ではないかと私は考えるのです。町として、このことについてどのようにお考えかをお伺いいたします。

続いて、2件目でございます。消防における災害時の資材、機材の運搬手段の確保の必要性についてご質問いたします。本年8月の災害時には、その対応にご尽力された消防職団員の皆様には改めて敬意を表すところでございます。

さて、さきの災害では消防における活動時にその対応に必要な資材、機材の運搬手段として町にトラックの貸し出しを要請したところ、既に町所有の全ての車両が災害の対応に出動して使用中であったため消防へ貸し出せる車両がなく、そのため消防では防災活動に必要な資機材の運搬に非常に難儀することとなり、活動に支障を来す場面が出る事態となりました。もちろん町として必要な対策をとるためにやむを得ない事態であったことは承知しております。また、それを責めるものでは決してありません。ですが、このたびの事態を踏まえ、今後そのような事態とならないためにも消防力の強化、そして防災力の強化の一環としても消防における防災活動に必要な資機材の運搬手段として専用の車両が必要ではないかと私は強く感じ、また考えるところでございます。このことにつきまして、町としてどのようにお考えかお伺いいたします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（堀内哲夫） ただいまの1番、伊藤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。米田総務課長。

○総務課長（米田淳一） 1番、伊藤議員のご質問、災害時における住民避難体制の周知及び町職員の災害訓練について並びに消防における災害時の資材、機材の運搬手段の確保の必要性について、関連がございますので、一括してお答えいたします。

初めに、このたびの豪雨災害においては、各地

において甚大な被害をもたらし、とうとい人命が失われ、今もなお復旧のめどが立たずにいる地域の方々へ謹んでお見舞い申し上げます。

町長行政報告並びに全員協議会にて説明いたしましたとおり、本町においては河川の増水と土砂災害の危険性から住民に対し2度の避難勧告を発令いたしました。その際、議員のご指摘にございます多くの声に対しましては、日ごろの災害への備えとしまして町ホームページや本年3月には非常持ち出し品などを掲載した保存版の防災ガイドブックを全戸配布するなど啓発に努めてきたところではありますが、避難に関する発令が出された際には、まずは身の安全の確保が第一であることから、自分の安全確保のための行動について、今後においてさまざまな形で周知啓発を行い、防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えておりますし、このたびの災害により意識の変化があったものと考えております。

また、災害発生時の対応につきましては、地域防災計画の定めにより大規模な災害が発生するおそれがあるときや災害が発生し、その規模から特に対策を要するとき、また気象警報等による情報から設置の必要があるときに町長が本部長となる災害対策本部を設置し、本部長は災害状況に応じて職員や消防団員の招集、災害に対応すべく配備体制を決定いたします。配備体制は、各課長職をもって情報収集に当たる準備体制である第1配備体制から全職員及び消防団員が応急出動体制に当たる第3配備体制に分類され、このたびの豪雨においては第3配備体制をしいた上で、さらには災害協定を締結しております建設業協会の応援を受け、被災状況の確認、応急復旧対応、避難所の開設、運営などに当たったもので、消防団員の招集につきましても防災計画に基づき本部長の指示のもと行ったものであります。

ご質問の消防の人手では手に負えない部分を役場職員の人手も必要とのことではありますが、災害発生時には災害対策本部のもと職員、消防職団員

が連携をとり、原則対策本部長の指示命令により対応に当たることとなっております。このたびの災害対応においても、おのおのが役割分担のもと対応に当たっていることをご理解願います。

また、土のうづくりなど定期的な訓練をとのご質問であります。災害の少ない本町にあっては災害対応の経験がない職員がふえていることから、昨年より自治会等の協力を得ながら防災訓練を実施しております。土のうづくりのみならず、要支援者の避難誘導や給水など災害発生時に想定される対応の訓練を順次実施してまいります。

なお、土のうづくりにつきましては、このたびにおいては消防団員の解散後においてもなお不足が見込まれましたことから、職員により800袋の土のうづくりを行ったところであります。初めて土のうづくりをした職員もおりましたが、実践の中で経験を積んだ形となりましたことをつけ加えて報告いたします。

次に、災害時の資機材の運搬のための専用車両の配置についてであります。消防に限らず、初動対応に当たる災害対策本部においても専用車両を保有するのが望ましいと考えますが、災害の状況により必要とされる車種や台数も異なるなど難しい問題でもあります。そのため、災害における建設業協会との協定により災害時は資機材等の輸送ができる重機や車両の借り上げができるようになっておりますので、この協定に基づき車両の確保を図ってまいりたいと考えております。

前段でも申し上げましたが、昭和56年の56水害以降大規模な災害の発生がなく、災害対応の経験がない職員がほとんどとなり、災害対応の一番の課題となっております。このことは本町に限らず、北海道や多くの自治体の共通課題でありました。このことから、このたびの災害に対する対応について、近隣を含め災害に遭った自治体での課題への対応も含め検証し、今後の災害対応に生かすとともに、今後においても災害発生時は民間業者の協力のもと誤りのない対応に努めてまいりたいと考

えておりますことを申し述べ、答弁いたします。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。伊藤議員。

○1番（伊藤充章） 今ご答弁いただきました消防における災害時の資材、機材の運搬手段の確保の必要性についてのことでございますけれども、町としてそれを保有するというのはさまざまな点から厳しいというのは理解いたしました。今回のように要請をしたときに車両がないというときに今お答えいただいた民間のほうの車両を手配していただける、スムーズに手配していただけるようになるのかどうかの点についてちょっとお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの再質問、答弁願います。町長。

○町長（奥山光一） ただいまのご質問、再質問に対してお答えいたします。

今回の質問について、消防のほうを中心としたご質問になっておりますけれども、災害対応についてはただいまの総務課長の答弁にありまして、災害対策本部長である私の指揮命令のもとに全て消防職団員も含めて対応に当たっていただきます。当然車両関係の配備についても災害対策本部のほうで状況に合わせて車両の確保並びに借り上げ等をやっております。したがって、必ずしもすぐ応えられる状況にあるかということ、そういう状況にない場合もあります。民間の建設業も含めて、借り上げする車両は既に現場に行っている場合もあります。その場合については、全て災害対策本部においてどういう対応をするか、その段階でケース・バイ・ケースで対応してまいりますということを申し上げております。

○議長（堀内哲夫） ただいまの答弁に対し……よろしいですか。

○1番（伊藤充章） はい。ありがとうございます。

○議長（堀内哲夫） ありませんか、あと。

○1番（伊藤充章） はい。

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

---

◎議案第31号 議案第32号 議案第33号  
議案第34号

○議長（堀内哲夫） 日程第3、議案第31号から日程第6、議案第34号については既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第3、議案第31号 定住自立圏形成協定の変更について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第31号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 定住自立圏形成協定の変更については、原案のとおり決定いたしました。

日程第4、議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第32号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第33号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 平成28年度上砂川町下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

日程第6、議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切

ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第34号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 平成28年度上砂川町水道事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎調査第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第7、調査第3号 所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、議会運営委員長から会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査についての申し出がありましたので、委員長の申し出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申し出のとおり許可することに決定いたしました。

---

### ◎派遣第2号

○議長（堀内哲夫） 日程第8、派遣第2号 議員派遣承認について議題といたします。

これもお手元に配付のプリントに内容が記載されておりますように、これを派遣してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

よって、本件は派遣することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（堀内哲夫） ただいま議長の手元に議案1件と意見書案2件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを追加日程のとおり追加し、議題に付したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎議案第35号

○議長（堀内哲夫） 日程第9、議案第35号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一） ただいま上程されました議案第35号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）について提案理由を申し述べますので、ご審議くださるようお願いいたします。

平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,940万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億6,530万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

平成28年9月16日提出

北海道上砂川町長 奥山光一

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 引き続き内容の説明を求め

ます。林副町長。

○副町長（林 智明） それでは、ご指示によりまして、議案第35号について内容の説明をいたします。

2 ページであります。第1表、歳入歳出予算補正。1、歳入、19款町債1,800万円の追加で、2億7,640万円となります。

1 項町債、同額であります。

20款繰越金2,140万円の追加で、6,859万5,000円となります。

1 項繰越金、同額であります。

歳入合計が3,940万円の追加で、28億6,530万円となります。

2、歳出、8 款土木費100万円の追加で、2億6,623万4,000円となります。

1 項土木管理費100万円の追加で、9,140万8,000円となります。

11款災害復旧費3,840万円の追加で、3,841万3,000円となります。

2 項その他公共施設災害復旧費3,840万円の追加で、3,840万円となります。

歳出合計が3,940万円の追加で、28億6,530万円となります。

第2表、地方債補正。1、追加、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法。町道下鶉中央線法面復旧事業、1,330万円、普通貸借又は証券発行、4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金の場合、利率見直し以降については、当該見直し後の利率とする。）、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合についてはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利債に借換することができる。東鶉団地道路法面復旧事業、470万円、同上、同上、同上。

事項別明細書、6 ページ、歳出でございます。このたびの補正は、本会議初日の議員全員協議会でご説明いたしました台風7号、9号、10号、11

号による災害復旧費の計上であります。全協資料ナンバー6もあわせてご参照願います。

3、歳出、8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費100万円の追加で、9,140万8,000円となります。11節需用費100万円の追加は、全協資料の20に記載されております腐食街路灯17基の撤去、改修に係る修繕料の計上であります。

11款災害復旧費、2項その他公共施設災害復旧費、1目公共施設災害復旧費3,840万円の追加で、3,840万円となります。3節職員手当等は、8月20日、21、22、30日の4日間、延べ111人に係る時間外手当100万円を計上するものであります。11節需用費23万4,000円の計上は、消耗品で土のう袋や消毒液、噴霧器等の購入経費として17万8,000円、食糧費で避難者や職員の夜食代として5万6,000円を計上するものであります。15節工事請負費であります。全協資料の20と21を除く19の復旧工事となっております。主なもののみ説明をさせていただきます。2枚目、3枚目の図面等もあわせてご参照願いたいと思います。全協資料1と2に記載されております後藤宮繕から西側の下鶉中央線ののり面が2カ所崩落したため、のり面と舗装の復旧経費として1,400万円、全協資料6に記載されております東鶉団地道路ののり面復旧費として500万円、その他舗装復旧やのり面復旧など16件で1,800万円、合計3,700万円を計上するものであります。16節原材料費16万6,000円の計上は、全協資料の21に記載されております砂や切り込み砂利の購入経費を計上するものであります。

次に、5ページ、歳入であります。2、歳入、19款町債、1項町債、2目土木債1,800万円の追加で、4,640万円となります。町道下鶉中央線のり面復旧事業と東鶉団地道路のり面復旧事業に係る起債の計上であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,140万円の追加で、6,859万5,000円となります。前年度繰越金を充当し、収支の均衡を図るものであります。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で提案理由並びに内容の説明が終了いたしましたので、これより順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

議案第35号に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 平成28年度上砂川町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり決定いたしました。

---

### ◎意見書案第3号

○議長（堀内哲夫） 日程第10、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について議題といたします。

8番、大内副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（大内兆春） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年9月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 大内兆春

賛成議員 数馬 尚 斎藤 勝男

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

### 意見書案第3号

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

本道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

また、森林の整備を進め、木材を積極的に利用して林業・木材産業の成長産業化を図ることは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものである。

このような中、道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や次世代林業基盤づくり交付金等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを進めてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

#### 記

- 1 「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。
- 2 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
- 3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・

流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上です。

〔発言する者あり〕

○議長（堀内哲夫） 結構ですよ。手元に記載されておりますので、確認してください。

以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第3号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

### ◎意見書案第4号

○議長（堀内哲夫） 日程第11、意見書案第4号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書（案）について議題といたします。

4番、斎藤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○4番（斎藤勝男） 有害鳥獣対策の推進を求める意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

平成28年9月16日

上砂川町議会議長 堀内哲夫様

提出議員 斎藤勝男

賛成議員 高橋成和 吉川洋

本文を読み上げ、内容の説明とさせていただきます。

## 意見書案第4号

### 有害鳥獣対策の推進を求める意見書

有害鳥獣については、これまで対策を講じてきているが、地球温暖化による生息環境の変化、高齢化による狩猟者数の減少などにより、有害鳥獣の数は増加し、農作物に対する被害は200億円程度で推移しています。有害鳥獣による被害により国内農業従事者が事業を継続する上において深刻な事態を招いています。また、熊などの大型動物によって人が危害を加えられる事件なども頻発しています。

財産のみならず身体・生命を守るためには、生態系に配慮しながら、有害鳥獣を一定数駆除する必要があると考えられるものの、捕獲後の処理にかかる負担や駆除が追い付かないなど、様々な課題により、有害鳥獣の個体数削減に至っていない状況があります。

有害鳥獣駆除の促進や負担軽減、処分後の利活用並びに地域資源への転化など、有害鳥獣対策の推進について、下記の項目について強く要望します。

#### 記

1. 有害鳥獣被害を低減させるため、そして住民の生命を守るためにも、被害対策の中核となるコーディネーターを育成するとともに、必要な数の狩猟者（鳥獣被害対策実施隊）を確保するため、鳥獣被害防止特措法の改正など、さらなる措置を講ずること。
2. 侵入防止（電気）柵施設における安全を確保するため、さらなる指導を徹底すること。
3. 有害鳥獣の行動様式を的確に把握し、個体数を管理するため、ICTの積極的な活用を推進すること。
4. 国内各地域に広域で利用できる有害鳥獣向け食肉処理施設を整備すること。
5. ジビエとして積極的に活用し、「六次産業化」を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を

提出する。

平成28年9月16日

上砂川町議会議長 堀内 哲夫  
提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣。

以上でございます。

○議長（堀内哲夫） 以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第4号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀内哲夫） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号 有害鳥獣対策の推進を求める意見書は、原案のとおり決定いたしました。

#### ◎閉会の宣告

○議長（堀内哲夫） 以上で本定例会に付議されました案件につきましては全て終了いたしましたので、平成28年第3回上砂川町議会議定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

（閉会 午前11時01分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 内 哲 夫

署 名 議 員 吉 川 洋

署 名 議 員 齋 藤 勝 男